

第10回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 11人

会長	1番 内海 武博			
会長職務代理者	2番 作田 博	3番 折元 文則		
	4番 上野 智	5番 安井 弘之	7番 得納 逸二	
	8番 宮丸 和也	9番 鈴木 義昭	12番 吉儀 良弘	
	13番 桜井 陽子	14番 島津 健治		

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 6番 夏見 弘則 10番 萩田 光 11番 日南田貴美

5. 議事録署名委員の指名 7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について(9件14筆)

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件4筆)

議案第54号 非農地証明申請について(11件12筆)

議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

(2) 世羅町農業委員会会議規則の一部改正について

(3) 世羅町農業委員会会長専決規程について

(4) 世羅町農業委員会事務局事務専決規程について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会13時35分)

事務局 はい、定刻を少し過ぎましたが、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。(議

案集 120 ページ賃借者の住所訂正説明。) では会長、挨拶をお願いします。

会長

それでは皆さんほんとにご苦労さんです。秋の取入れも、ほぼ、きりがついだのではなかろうかと推察いたします。今年の出来はいかがでございましたでしょうか。ということで読売新聞(10/19)、米の作況「平年並み」。広島県は100で平年並みですね。見出しに「食用の収穫量は最低見通し」、消費低迷で作付面積の減少が続いて、主食用米の収穫量は比較可能な08年産以降で最低になる見通し。予想収量は21年産から30万トンの減少となりそうだ。と書かれています。要因とすれば飼料米への作付け転換が進んだ、あるいはロシアのウクライナ侵攻により、大豆、麦などへの転作が広がったことが要因だろうと。その次に、在庫が減って米の価格が上昇する可能性もある。「新米価格が3年ぶり上昇」。ただ、広島県としては、買取価格はどうも上がっておりませんので、「びんとこないな」とこの記事を見て感じた訳でございます。22年産の主食用米生産量が30万トン減る事も価格上昇につながったとみられる。それに付随して新米の店頭価格も上がる可能性が高そうだと。我々米作をする者にとっては、値段が上がるというのはありがたいことと思っております。ただ、9月時点での新米価格としては依然として、コロナ渦前の19年産を下回っているということですので、コロナの前までには、中々米価は回復しきれてないんだということがこの記事から推測されますね。

それでは第10回農業委員会総会を開会します。現在の在任の委員は14人で、今現在では11名です。6番夏見委員さん、11番の日南田委員さんが欠席という報告を受けております。10番の荻田委員さんについてもお見えにならないようです。現在の出席委員は11人で、世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、7番 得納逸二委員さんと8番 宮丸和也委員さんにお願いいたします。

(報告事項)

議長

それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、議案集 120 ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が8件ございます。(以下8件11筆について議案集により報告。) 説明については以上です。

(付議事項)

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願いします。

(議案第52号)

議長

それでは、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」(9

件 14 筆) を議題といたします。

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長

事務局

それでは、事務局の説明を求めます。
はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作が困難となり、管理が難しくなったため、譲渡する。 (受)農業経営規模の拡大を図りたいので購入する。	勝見 黒木啓 藤高	田 1 筆	2,224 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作が困難となり、農業後継者もないため、譲渡する。 (受)規模の拡大をしたいと考えており居住地から近いので購入する。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆	2,123 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作が困難となり、農業後継者もないため、譲渡する。 (受)規模の拡大をしたいと考えており居住地から近いので購入する。	行吉 勝見 黒木啓	田 1 筆	2,464 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し管理する。 (令和 4 年 9 月下限面積設定済み)	茶谷 湯川 是竹	田 1 筆	597 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作が困難となり、農業後継者もないため、譲渡する。 (受)法人の構成員であり、所有権を得て安定した管理を行いたい。((農) [REDACTED] の構成員・利用権設定継続)	茶谷 湯川 是竹	田 3 筆	4,725 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)高齢で耕作が困難となり、農業後継者もないため、譲渡する。 (受)法人の構成員であり、所有権を得て安定した管理を行いたい。((農) [REDACTED] の構成員・利用権設定継続)	茶谷 湯川 是竹	田 4 筆	5,946 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)遺贈で取得したが、耕作困難なため。 (受)隣接する宅地を合わせて取得し管理する。	茶谷 湯川 是竹	田 1 筆	408 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	(渡)耕作が困難となり、農業後継者もいないため譲渡する。 (受)居住地に隣接し、菜園をする。	堀田 是竹 茶谷	畠 1 筆	404 m ²

[REDACTED]	[REDACTED]	(後)農業後継者もいないため譲渡する。 (受)規模を拡大したいと考えており、居住地から近いので購入する。	上羽場 亀田 正迫	畠1筆	345 m ²
------------	------------	---	-----------------	-----	--------------------

事務局からは以上です。

- 議長 はい、1件目について勝見委員さんより報告をお願いします。
- 勝見委員 はい、先日17日に、黒木委員、藤高委員の3人で現地を確認いたしました。譲受人は[REDACTED]を経営されておられまして、これまで農地、近隣の農地を購入されておりまして、耕作をされております。状況からして特に問題は無いと考えます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により2件目、3件目について朗読説明。)
- 議長 はい、2件目、3件目について行旨委員さんより報告をお願いします。
- 行旨委員 はい、それでは報告をさせていただきます。2件目の報告をします。10月17日9時より、黒木委員、勝見委員の3名で現地確認を行いました。場所はですね、[REDACTED]を右へ入って行った所です。8ページ信号の所を右に入って[REDACTED]線へ入って右下の田圃です。ここは、圃場整備がしてあります。で、譲受人が規模拡大で耕作されるということで、42歳、美しいですが、若い人が農業をやっていただけると大助かりです。3人の意見で問題ないということでした。
- 続きまして同じく3件目、10月17日9時より現地確認を行いました。先ほど説明しました[REDACTED]信号の手前の道を右に入った所です。12ページの右側入って直ぐ右側の田圃ですね、これは、今も譲受人が耕作されているようで規模拡大ということです。3人の意見で問題ないということでした。審議の程、よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により4件目から7件目について朗読説明。)
- 議長 はい、4件目から7件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。
- 茶谷委員 はい、茶谷が報告いたします。10月16日、湯川委員、是竹委員と3人で

現地確認をおこないました。当該農地は、[REDACTED] 地域でございまして、[REDACTED] 線から [REDACTED] 線に入った所のかなり上方になります、そこに空き家になったところがあります。譲渡人さんは、ここに住まれていた方、亡くなられていらっしゃるんですが、その方の娘さんでいらっしゃいます。長男さんは後を継ぐつもりだったんですが、病気で早く亡くなられまして、譲受人の娘さんが相続されたと。ところが嫁いで [REDACTED] へ行つていらっしゃいますので、管理が非常に難しくて、縁者として残っているのはこの譲渡人なので、空き家バンクを利用して一緒に譲渡すということになりました。場所はちょうどその空き家バンクの家の前の田圃 1 枚でございます。今まで全然放っていて隣の方の目の前にも田圃が広がっていますから、非常に迷惑されてて、自分の敷地分だけは草刈管理だけはされてたんですけど、それから外れたところは、セイダカアワダチ草がわんさかとなっている状況でございました。処分して空き家と一緒に耕作してもらえば大変良いんじゃないかなということでこの件は妥当じゃないかというふうに 3 人で意見が一致いたしました。

5 件目は、同じくその日の内に、場所はですね、[REDACTED] 線沿いで、[REDACTED] 線を挟んだ上方の方といいますか、北寄りの方がその田圃の対象地になっております。ここは、6 件目と一連の田圃でございまして、法人が利用権設定をして営農をやっている状況でございます。畔草の管理と水に関してはそれぞれの家に委託をして管理をしてもらっていたんですが、譲渡人さんが病気になられまして、作業的には中々できないと。奥さんが頑張ってやってこられたんですが、いかんせん他にも田圃がございまして、目いっぱいになったというところで、ちょうど法人の構成員であります、譲受人が取得するということで、話し合いできましたもんですから、法人としての経営に関しては何ら影響はないというふうに思いましたので妥当だろうというふうに判断いたしました。

続けて 6 件目ですが、この方も、実は親戚の方が実作業をしていらっしゃるんですが、この方が八十歳目の前で体調的にあまりすぐれないもんですから、譲渡人さんも実は、ちょっと体を動かすことが中々難しいといいますか、すぐ息切れを起こすような感じで、農作業で今まで一切かかわって来てなかつたもんですから、相続権があって所有権を持たれたんですが、作業的には実際できないと、それで、ちょうど縁あって、5 件目と合わせてみんな一緒に買ってもらおうという話になりました、両方の取得申請ということになりました。地理的にもまとまっているんで非常に管理はし易い状況だろうと思います。何ら問題はないと思いますんですが、3 人の意見は妥当だろうというふうに判断いたしました。

7 件目につきましては、[REDACTED] と [REDACTED] の間といつたらいいんですかね、ちょうど道筋からちょっと入った所で、宅地の所を購入と同時に購入すると言われたところなんですが、農地パトロールの時は、非常に草も管理されてて、耕作という感じと思ってみた所だったんですが、実際にぎましたら、やっぱり管理は草刈だけはされてましたが、昔から黒マルチをやって、石の端

材をずっと敷き詰めたようにして、風で飛ばないようにした状態のまんま、草刈だけはしてたという状況でございました。今の土地と一緒に合わせて購入されるということであれば、今後、営農されるであろうと思いますが、どういう形でされるかは、現状を見た段階では、はっきり出来ません。ただ、あわせて工事をやるということは、逆にマルチを外して農地として利用されるもんだろうというふうに判断いたしました。以上の事で 3 人ともこれは取得に関しては問題ないだろうというふうに判断いたしました。以上 4 件でございますが、報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 8 件目について朗読説明。)

議長 はい、8 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、失礼いたします。10月16日に私と是竹委員・茶谷委員で現地を調査いたしました。この申請人でありますけど、譲渡人は住所が [] になっておりますが、元々これは同じ [] の方が所有しておられまして、お亡くなりになりました、相続の関係で [] の方が相続されたということでございます。現場は草刈りをして、きれいに管理をされておりまして、ちょうど譲受人の家のすぐ横の畠でございますので、これを家庭菜園するために耕作する、というふうな申請でございました。農地を有効利用するためによい事だと思います。別に問題ないというふうに思っております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 9 件目について朗読説明。)

議長 はい、9 件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、10月22日に上羽場・正迫両委員と現地確認してまいりました。この農地は、譲受人の農地と隣接してあるようで、きれいに管理されてありましたし特に問題は無かったと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、
挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものと
して取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 53 号)

議長 それでは、議案第 53 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(4
件 4 筆) を議題とします。報告をしていただきます推進委員さんの入室をお願
いします。
(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 42 ページをご覧ください。議案第 53 号「農地法第 5 条の規
定による許可申請について」です。(議案集により 1 件目について朗読説明。)

(議案第 53 号の内容「農地法第 5 条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■ (所有権移転)	■■■	田 1 筆 896 m ²	太陽光発電設備	茶谷・湯川・是竹	第 3 種農地 農用地区域外
■■■ (所有権移転)	■■■	畠 1 筆 495 m ²	宅地	堀田・是竹・茶谷	第 3 種農地 農振区域外
■■■ (所有権移転)	■■■	畠 1 筆 493 m ²	宅地	神尾・綿谷・中村	第 2 種農地 農用地区域外
■■■ (所有権移転)	■■■	畠 1 筆 661 m ²	宅地への進入路等	神尾・綿谷・中村	第 2 種農地 農用地区域外

議長 はい、1 件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員 はい、報告させていただきます。同じく 10 月 16 日、湯川委員さん、是竹
委員さんと 3 人で現地を確認いたしました。この場所は ■■■ 線のそばなん
ですが、■■■ の裏の方から ■■■ 線に上がる細い道沿いでございます。近く
には ■■■ さんという家がございまして、■■■ 法人と利用権設定をし
て稻を植えていたんですが、一応合意解約をして、12 月末に返却をいただく
ということで合意解約が成立しております。■■■ さんには事前に譲渡人さんか
ら周知をしていただいているようでございます。了解もあって、ここに太陽光
パネルをやるということで。譲渡人さんは、今、勤務されている職業がござい
まして、お父さんが管理をされていたんですが、後を継いで農業をやる気はない
と、この田圃については、もう今後しないということで、今回の太陽光パネル
の物件に関しては、そのまま売渡をしたいということになりました。周りに
そんなに影響する事はないように見受けられましたので、売り渡しは妥当だろ
うというふうに 3 人で意見が一致いたしました。ご検討よろしくお願ひいたし
ます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから

の報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。)

議長 2件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 はい、10月16日には是竹委員、茶谷委員と現地確認を行いました。現状は

田圃を分筆されておりまして、[]と[]ですかね、分筆した[]の所を宅地として使用をするという申請でございました。いただいた図面を見まして、細かいのによく判別できないのですが、宅地にする事は問題ないと思いますけども、ここへ建てられる住宅の生活排水を、どこへ排水されるのか、図面では判読ができませんでした。もし、[]線沿いでありますと、[]道の側溝がありますけどもが、その側溝へ生活排水を流した場合には、すぐ裏[]水田がございますが、この水田へ水を引くのに、[]道の側溝をせき止め[]の上側から水を落として入れるようにしてありますから、入れるのは慣行でなっておりますので、もし東側に落とした場合には、そこで排水がストップされてしまうだろうと、[]道を全く塞いで側溝を塞ぎますから。そうすると生活排水が全部流れずに入ってしまうんじゃないかと、[]の地点がありますが、その西側の方には上の谷から小川が流れていますし、そちらの方へ生活排水が流れ行く分については別段問題はなかろうと思いますが、東側に流れて[]へ流れる場合には、耕作者の方から多少何か苦情が出るんじゃないかなというふうな気がいたしました。現状の説明は以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

堀田委員 この図面ですね、水がどちらへ流れるのか分らんのですよね。

議長 はい、それについてちょっと事務局で分かれば。

事務局 はい、こちらの汚水、生活雑水処理につきましては、合併浄化槽を設置してそちらの方から既存の水路の方へ流れるという形になると思いますので、一応浄化槽を通して出るということであると、農業用水というかですね。通常の排水の中では、まあ問題ないというふうに考えております。55ページの所の真ん中にある、駐車スペースと申請建物の北側が浄化槽の配置する位置ということになっております。

堀田委員 それから右に流れるのか、左に流れるのか。

事務局 おそらくそのまま水路に[]道側溝に落とされるんじゃないかと思われます。

堀田委員 []道側溝は続いているんですよね。西へ流れるんだったら全く問題は無いんです。東側へ流れいくとね。

合併槽だから問題はないということなんでしょうが、この下の田へ水を入れ

るために、道の側溝を閉じるわけよね。そうせんとフローして入らんから。そういういた懸念があると思ったわけです。

議長 他に何かありますか。

議長 はい、8番委員さん。

8番 はい、8番宮丸です。先ほどの説明で合併浄化槽という所に、私もそれを確認したんですが、54ページの被害防除措置計画書というのがありますけども、この中身については、田圃の所有者と、この当家との話し合いというものは出来ているのかなというのが一つ。この計画書を見て一番下のその他の項に、もし排水等に周辺に被害が生じた場合は速やかに対応するという所に丸印がありますから、お互いに共通理解が出来ていれば、可能かというふうに思いますが、そこらのとこはどんなですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、基本的には隣接されている方との確認というとここまでさせていただいているのですが、先ほどあったように、合併浄化槽の関係でございますので、それを設置するにあたって、周りに同意を得るということは、現段階で条例上、ないと認識しておりますので、仮に先ほど防除計画書の下にも書いてあるとおり、何か問題が生じた場合につきましては、速やかに対応されるということでございますので、何かありましたらそいった所で対応していただきたいということです。ここはご本人ではなくて、行政書士が入られていますので、その方へ許可を出す際には、再度確認をさせていただいて、取り扱いさせていただければと思います。

8番 わかりました。

議長 よろしいですか。

8番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目、4件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目、4件目について神尾委員さんより報告をお願いします。

神尾委員 はい、まず3件目を報告いたします。10月15日(土)午前8時に神尾、綿谷、中村の3名で現地確認をいたしました。申請地は畠のため、造成、整地をされます。土砂の流失については特に被害を生ずる恐れがないので現状のまま使用します。周辺農地の日照、通風については特に影響は出ません。用水は公共上水道を接続する予定です。雨水は水路に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水道への排水となります。

続いて4件目ですが、同じく10月15日(土)午前8時に3名で現地確認をいたしました。申請地は畠のため、盛り土、切土をおこないます。土砂の流失については、植生により法面保護をします。周辺農地の日照、通風につい

ては特に影響は出ません。用水は必要としません。雨水は水路に放流し、汚水等は発生しません。以上、確認しました事を報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、
挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第 54 号)

議長 それでは、議案第 54 号「非農地証明申請について」(11 件 12 筆) を議題
といたします。

報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 79 ページをご覧ください。議案第 54 号「非農地証明申請に
ついて」です。

(議案第 54 号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 402 m ² (現況雑種地)	不詳	地目変更 (始末書提出)	黒木啓・勝見・藤高
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 133 m ² (現況宅地)	H17 年頃	地目変更 (始末書提出)	黒木啓・勝見
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 82 m ² (現況私道)	H17 年頃	地目変更 (始末書提出)	黒木啓・勝見
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 133 m ² (現況雑種地)	S47 年頃	地目変更 (始末書提出)	黒木啓・勝見
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 1,339 m ² (現況原野)	H13 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 畝 559 m ² (現況雑種地)	H3 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 75 m ² (現況雑種地)	H3 年頃	地目変更 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 畝 29 m ² (現況宅地)	S48 年頃	地目変更 (始末書提出)	宮迫・松尾・村田
[REDACTED]	[REDACTED]	田 2 畝 13.22 m ² (現況雑種地)	H8 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山

[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 2.41 m ² (現況私道)	H8 年頃	地目変更 (始末書提出)	西・横橋・若山
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 226 m ² (現況原野)	S53 年頃	地目変更 (始末書提出)	瀧上・若山・下野

- 事務局 (議案集により 1 件目から 4 件目について朗読説明。)
- 議長 1 件目より 4 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。
- 黒木啓委員 はい、1 件目から 4 件目です。1 件目 10 月 19 日午前に勝見委員、藤高委員と現地の確認を行っております。添付されている写真の様に、資材置き場としても長年使用されており、農地への復旧は困難というふうな判断をしております。
- それから、2 件目、3 件目、4 件目何ですが、同じく 10 月 19 日に私と勝見委員の 2 名で現地の確認を行っております。2 件目、3 件目については、既に現在は宅地の一部あるいは宅地への進入路として利用されており、ずいぶん年数も経っており農地への復旧は困難というふうな判断をしております。
- それから最後 4 件目ですが、国道の拡張工事の時に移設された [REDACTED] の慰靈碑だと思うんですが、こちらも農地としての復旧は困難というふうな判断をしております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
- (推進委員退室)
- 議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により 5 件目から 7 件目について朗読説明。)
- 議長 5 件目から 7 件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。
- 茶谷委員 はい、報告させていただきます。10 月 16 日湯川委員さん、是竹委員さんと 3 人で現地を確認しに参りました。第 3 条 4 件目で申しましたように、空き家バンクとして家を手放すにあたり、その家の後ろの方、実は農地パトロールで見ていますが、茅とかとにかく株が大きくなってしまって、木もありまして、とてもじゃないけど畑として利用できる状況じゃない状況が、何年も続けておりました。今回空き家バンクという、その形、家のすぐ裏になりますので、ここを農地として含めてやるとなると、とてもじゃない買い手がやっぱり付かなくなるだろうということで、やっぱり使い勝手の出来ない所を、非農地にしようという申し出でございます。現地見ましたところ、95 ページの赤枠の中に小さく赤い輪のあるところ、ここに墓がありましたけど、この墓を取り上げて、それ以外の所を非農地といった格好で処理したいということで申し出がありました。まあ、3 人とも「もうここはとてもじゃないけど」ということで非農地で良いんじゃないかという事で意見が一致しました。

6 件目なんですが、ここは [REDACTED] という所で、[REDACTED] 線沿い、[REDACTED] か

ら右手というか山の方へ入って行きました、実はここの所、坂道の延長上が、今 [REDACTED]とかいって組織の方が山を利用されている道がちょうどその間を挟んで通っていて、私の方は農地パトロールで見た時には、一部が農地になつたるかどうかってどこまでわからんくらいな状況だったんで、家の横に花が植えてあるなと思っていたんですが、非農地ということで申請が出てまいりました。ちょうど敷地の真ん中の方から山へ上がる道がずっと出来て利用されたといった状況でございます。これもやっぱり非農地として処理するしかないだろうというふうに判断いたしました。

それから 7 件目、これが申請者さんの家の先程の 6 件目は横なんですが、今度は家の前の方なんで、ここは今言いましたように、全くコンクリートで車も 1 台停まっておりまして、駐車場としての利用はずーっと続いていたという状況でございます。何れにしましても非農地として認めざるを得んだろうということで 3 人の意見が一致いたしました。どうかご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 8 件目の申請内容について朗読説明。)

議長 8 件目について宮迫委員さんより報告をお願いします。

宮迫委員 はい、それでは説明させていただきます。10 月 19 日 8 時に現地調査委員 3 名、松尾委員、村田委員、宮迫の 3 名で現地確認をいたしました。現状は申請書のとおりです。現在も庭として利用されております。農地としての復旧というの不可能と判断しました。以上確認した事を報告いたします。

議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、事務局からの説明を求めます。

事務局 (議案集により 9 件目、10 件目について朗読説明。)

議長 9 件目 10 件目について西委員さんより報告をお願いします。

西委員 はい、今月 15 日に 3 名で行って参りました。[REDACTED] の移転に伴い、新築工事をされて、田園を [REDACTED] の宅地として造成工事の時、元の水田の形状通りにブロックを工事するのは難しく宅地を四角にしたために一部を残したままになっていたものと思われます。[REDACTED] の上側に田畠がありまして、今はその出入

り道として利用されています。

10件目ですが、この件も[]移転時に、同じ様にブロック工事をするため一部の農地が残ったものと思われます。現在、[]上側に民家があり出入り道の一部として利用されているようです。両件ともに始末書を提出されております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、事務局からの説明を求めます。

事務局 (議案集により11件目について朗読説明。)

議長 11件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、報告申しあげます。10月の18日若山委員、下野委員3人で現地を確認いたしました。現地は[]山の裾野といいますか、[]山の裾野が戦後の緊急開拓で、[]、[]、[]の開拓がございます。この近くにも、[]とか[]とか、いわゆる[]地区にはそういう戦後の緊急開拓の沢山ございまして、それらが、先代が辞められて、皆、荒れ地になっているといいますか、筆が皆小さいものですからね。タバコを植えられたりした訳です。この申請者さんも先代は和牛を飼っておられまして、共進会へも良く出しておられた訳ですけれども、亡くなられまして、畑でもございますが、水もなくて、それで作れないということで、五十何年にやめたと書いてございますが全くそのとおりだと思います。ここの写真がございますように、檜なんですが、当時、牛を繋ぐために植えられたかどうか知らんのですけど、これももうかなり大木になっております。庭の一部というふうになっておりますが、家の裏に繋がつるんで、桜を植えたりしておられる訳ですが、管理はされておられます。猪が出ても困るんで草も刈ってきれいにされております。これ非農地ということで処理すべき、されてよろしいものと3人確認した訳です。ただ、こういった土地が、さっき言ったように沢山あるんです。それで現地確認しようにもできない、あるいは、ちょうどここは申請者さんの場合は家の裏できれいに管理されるとわけですが、もう入れないところもある。私たちも親に連れられて、子どものころ山へ開墾に行ったような事がございますんで、昔のこういった基盤整備する前の50年代の航空写真等で見ますと、もう、小さい畑がいっぱいあります。それでこう図面にもそういう畠だけを打たれたのが出てくるわけですが、現地確認非常に困りますし、また、それを管理しなさいということ自体が無理なんで、これ、いちいち始末書とってやるというのが、どうなんかなと。これはもう本人届出かなんかでもう全部台帳から落とすとか、もうちょっと簡素化できんかと。非常に苦慮しますというか、ちょっとこれ何とかいい方法があれば良いなと思っている訳です。是非そこらも委員会さんの方でご検討

いただくとですね、迅速な処理になり、もうどうせ本人は作れないし、後継いだ相続人ももう管理できないというのが沢山ございます。ずっと法務局で農地のまま残って、農地台帳にも残ってということは、どこで整理するのか。今後タブレットなんかいただいてですね、我々も現地確認をしながら出来るだけ処理するようにしたいと思いますんで、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り証明するものとして取り扱うこととに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第55号)

議長 続きまして議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」を議題といたします。

議長 この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について（利用権設定）」2ページをお開きください。（以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明）。

甲山地区 2筆 3,669 m² 世羅地区 1筆 135 m²

合 計 3筆 3,804 m²

説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願ひいたします。

(議長交代・3番 折元 文則)

(議長交代 14時50分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」事

務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 117 ページをご覧ください。協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について（案）」でございます。こちらにつきましては、町企画課で登録していた空き家バンクに付随した農地の処分をするため、特段の面積を設定するものでございます。その設定をさせていただくところは、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] となっております。事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 それでは協議事項（2）「世羅町農業委員会会議規則の一部改正について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊の協議事項（2）「世羅町農業委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表」をご覧ください。こちらにつきましては、改正後と改正前を付けさせていただいております。今回改正させていただく理由は、現段階で農業委員会の会議に沿うように修正させていただいたものでございます。（以下改正内容について説明。）

主な修正：（会議の運営）農地部会・農政部会・研修部会は、改正により農地利用最適化推進委員が設置されたため、「置く」から「置くことができる」へ。（議席）「欠員、補充等により新たに就任した委員の議席はその委員が最初に出席すべき総会において議長が定める」を追加。（議事参与の制限）自己・同居の親族・配偶者に加え、「その他自己の利害関係がある事項」について、議事に参与することができないことを追加。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 はい、それでは協議事項（3）「世羅町農業委員会会長専決規程について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊、協議事項（3）「世羅町農業委員会会長専決規程」をご覧ください。こちらにつきましては、会長専決規程ということで、「総会へかける議事以外のもの」を定め、今後、運用していくたいということで、今回、専決規程を出させていただいております。具体的な内容につきましては、第3条からですが（会長専決事項）会長が専決できる事項につきまして、まず、（1）農地法第3条の3 第1項、これは今まで通り報告させていただいております相続の関係の届け出の関係でございます。続いて第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号規定というのは、都市計画区域内にある農地につきましては原則転

用許可ということがございますのでここにあげさせていただいておりますが、現在世羅町におきまして都市計画区域は定められておりますがその場所につきましては非線引き区域になっており、世羅町では該当がないとは思いますが、今後出てくる可能性もあるということで入れております。基本的には、第5条申請、4条申請で総会において議決をしていただく関係になります。続いて農地法施行規則第29条による届出に係る受理又は不受理の関係でございますが、これは第4条申請の特別措置ということになりますが、4条の転用の申請、面積が200m²以下のものにつきましては届出によるということになっておりますが、これも今までの総会でも同じように届出ということでご報告の方、させていただいておりました案件です。続いて(2)ですが、これは農地法の規定による許可指令の取り消し又は許可申請書の取り下げ等に関するにつきましては、現在までは総会にかけさせていただいて、議決後に取り消し及び取り下げの通知させていただいておりましたが、取り消し及び取り下げにつきましては、迅速に処理する方が今後いいかというふうな事もございましたので、会長の専決事項の中に入れさせていただいております。続いて(3)農地法第4条・5条の規定による許可条件の履行延期の関係でございます。これにつきましても昨今でありますとコロナの関係等ございまして、資材が遅れるというような理由が、大半ではございました。そういったところの履行延期に係るものですが、この関係につきましては会長の専決の中に入れさせていただけてございます。ちなみに、内容変更等、事業の内容が変わるものにつきましては、例年通り、今まで通りとして総会の議事事項にさせていただきたいと思っております。続いて(4)電気事業者の送電用電気工作物等の転用の協議とか、認定電気通信事業者、NTTや携帯電話の基地局の関係でございます。こちらにつきましても今まで、総会にかけることはなく、届出という事で会長専決しておりました案件でございます。(5)農地改良届出に係る受理又は不受理の関係につきましては、盛り土の高さが1メートル未満、尚且つ、転用する期間が1年以内のものでありますと、改良届によることが可能になっておりますので、そういったところにつきましても今までどおり、会長専決しておりました案件でございます。続いて(6)民事執行法、(7)税制の特例、(8)土地改良法等、(9)地目の変更登記の調査結果につきましては、総会には諸らず、会長専決規程で行わせていただいている案件でございます。同じく(10)農業者年金基金法の規定による委託業務の関係につきましても、会長専決で今後も行わせていただきたいということです。続いて(11)農地法に基づく処分に係る審査基準等に関することということで、こちらは世羅町における農地法に基づく処分のガイドラインの関係でございます。こちらにつきましては、広島県におきまして、全体的な審査基準等を決められ、その後各市町において判断をして行くことになりますが、内容につきましては、農業委員会としては広島県の決められた審査基準等に準じて行っておりますので、協議事項につきましては、あげさせていただく予定ではございますが、現段階では総会での議決事項からは、外させていただいているということでございます。続いて

(12) ですが、その他農地等に係る事実証明の発行に関することでございます。こちらにつきましては、非農地証明の申請に関すること等を今後は総会の中での議決事項ではなく、証明に関することにつきましては、今後、会長専決にあげさせていただいている。実際、本日も非農地証明で現地確認委員さんに報告に来ていただいている部分を省略させていただき、現在、現地で確認して提出いただいている確認票はそのまま提出いただき、それをもとに事務局で状況報告をさせていただくように考えておりまして、事実証明発行に関する事を入れさせていただいております。具体的には、非農地証明の申請に関する事と、非農地通知に関する事もそうですが、農地台帳に登録に関する事につきましても会長の専決事項の中に入れて、今後は、運用していくといふことです。主な専決事項の案件は以上です。もちろん、専決の制限等もございまして、いずれのものについても、現に紛争が生じているものは会長専決ということにはなりません。それから、第3条の中にあげているものにつきましては、直近の総会におきましてご報告の方はさせていただくようになります。この中へは、記載はしておりませんが会長・事務局で判断できない場合につきましては、役員会等の中で協議させていただいて、それを持ちまして会長の専決事項といふうにさせていただいて今後運用させていただきたいといふうに思っております。以上、専決規程の関係につきましてご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長

はい、9番委員。

9番

9番鈴木です。先ほど専決規程の部分で、推進委員さんが、中々難しいということのある件だろうとは思うんですが、もうちょっと具体的に分かり易く言ってもらえればありがたいんですが。あの現地確認できんとかそういう部分の事を含んどるんですかね。

事務局

具体的に言わせていただくと、非農地証明の申請が提出されましたら、現地確認をしていただいて総会にてご報告をしていました。3条・4条・5条と同じような取り扱いをさせていただいていたんですが、非農地証明申請に関しては、現地確認は、今までと同じように現地確認はしていただくんですが、総会において現地確認委員さんに来ていただいて、ご説明していただく事を省略させていただきたいというところでございます。その他の3条・4条・5条につきましては今まで通りで、来ていただいて、ご説明の方はしていただくんですが、特に非農地申請に関してはということです。

9番

推進委員さんが現地へ行って、確認が困難というようなところがありましたですよね、山奥の方へ行ったりとか。

事務局

専決かどうかとは別に、現地はやはり行っていただく必要があると思います。その、分らない行かれない、現地確認が出来なければ非農地の証明が出来ないので、現地を確認できてこそその非農地となると思います。逆に、現地確認が難しいということになれば、農地パトロールでタブレット・ドローンを使っての現地確認実施が許可されておりますので、そういったところで対応していくと

- いう形になると思います。
- 9番 わかりました。
- 議長 よろしいでしょうか。はい、8番。
- 8番 宮丸です。今回の会長専決規程というのは、賛成ですが、他の市町の農業委員会で、こういった会長専決規程というのは、設けられているのかどうか、あるいは、又ですね、この内容については、よく似ているのか、いや、世羅町独自のものがあるよ、というのがあれば教えてください。以上です。
- 事務局 はい、他の市町でいきますと、主に作られているのは広島市さんで作られていました、この専決規程作成にあたっては、広島県農業会議の方へいったん相談させていただいて、どういったことが定められているか書類で情報提供いただきまして、整理させていただきました。それで、会長の専決規程等がないものに関しては、全て総会での議決事項になる事になっておりますので、そういった部分を含めて今回、整理させていただいて、総会での議決事項、そういうものを分けさせていただきたいというところです。
- 世羅町独自のものといわれると、規定は広島県農業会議の方から提供していただきましたのでフォーマットが決まっておりまして、独自となると、許可指令の取り消しとか、取り下げとかの関係、履行延期の関係です。
- 8番 分かりました。ありがとうございました。基本的には、賛成です。
- 議長 他にございませんか。はい、4番。
- 4番 はい、4番の上野です。重複する様なんですけど、この専決規程というのは、これまでなかったんですね。
- 事務局 はい。
- 4番 だから、新規にこの案が今日でできたわけですよね。
- 事務局 そうです。
- 4番 で、別に私、反対する理由はないんですけど。良いと思うんですけど、単純に考えたら、要はこの総会資料が少し薄くなるということなんですか。
- 事務局 いえ、総会資料自体は変わらないです。
- 4番 変わらないんですか。
- 事務局 はい。ですから今までの例で行きますと、非農地証明申請の部分が、議案ではなくて、報告事項に替わるので、書類の量は変わらないですが、現地調査委員さんに来ていただいて、報告していただく部分が、事務局が代わりにさせていただくようになるので、総会自体は短くなるのではと思っております。
- 4番 先ほど、相続か何かいうのも載るんですか。
- 事務局 はい、相続は元々、専決事項は無かったんですけど、相続自体は今まで報告として上げさせていただいているものなので。
- 4番 だから、総会資料は薄くなる訳じゃないんですね。審議をすることがなくなつて、報告ということになるということですね。
- 1番 ちょっと良いですか。
- 議長 はい。
- 1番 この件で事務局の方から相談を受けた時に、私も勘違いしてまして、会長だ

けで決めればいいんだと思っておったんです。それで農業委員の皆さんに必ず、決めたことについて知りいただきたいと申し入れをしたら、元々そういうふうな事を考えていますということでした。知つてもらいたいという意味は、我々農業委員としてのスキルを上げていくということに繋がるだろうと。こういう案件があって、こういう場合にはこうするんだということがスキルとして積み重ねていくんじゃなかろうかと。そうしましたところ、もう既にそういうことです。という回答がありましたので安心したというところであります。ですから、第5条のところについて書いてありますけれども、直近の総会に報告しなければならないとなっていますので、会長だけが、勝手に決めた这样一个で、そのまま流れるということではないと理解していただければよろしいんかなと解釈しております。もう一つは、溝上委員さんが、先程の報告の時に、おっしゃいましたけど、まさしくその通り、おっしゃる通りであるというふうに、皆様もお思いになったとは思うんですけど、ここへ持っていってタブレット端末が導入されますし、行きにくいところについては、ドローン等使うとかいうような事もできるようになりますので、そういった意味で、このような事が手が抜けるといったら変な言い方ですが簡素になるとは思っています。以上です。

議長 はい、他にございますでしょうか。

議長 はい、13番。

13番 始末書というのを、さっき話題にされたんですけど、始末書ってどんなんですか。

事務局 はい、始末書というのは、その農地法を知らずに、やってしまったよ。という書類です。基本は、法律の下、申請され農業委員会で許可を出して、転用なりしていただくというのが正規なルートなんです。それが、既にもう出来てしまっている、やってしまっているものにつきましては、今後は法令遵守して守ります。という様なところの始末書が必要になってきますので、そういう内容のものを提出していただいております。

13番 たくさん書いてださんといけんようなものなんですか。

事務局 そうですね。今回申請する土地については、どこどこの何番の一部が例えば植林しています。これは何年頃にしたものですが、その際、農地法による許可申請の手続きをしておりませんでした。今後この様な事が無いように注意しますので、今回の申請について、証明もしくは受理をお願いしますというようなことが書いてあります。

総会の審議資料にはつけていませんが、事務局には指令許可の一式として保存していますので、具体的な内容を確認していただくことも可能です。

議長 はい、他にございますでしょうか。

議長 それでは、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（挙手全員）

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 はい、それでは協議事項（4）「世羅町農業委員会事務局事務専決規程について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは別冊の協議事項（4）「世羅町農業委員会事務局事務専決規程」をご覧ください。こちらは先ほどの会長専決を除くもので、主に、照会とか簡易的なもの、公簿の閲覧、公文書の公開（重要又は、異例なものを除きます）広島県や農業会議等から照会があったものにつきましては、事務局長専決させていただきたいということです。それから通常の職員の事務分担とか、旅行命令、休暇の関係もありますが、現在におきましても、会長の専決ではございませんが、同じく、こちらも専決規程がございませんでしたので、あわせて整理させていただき運用していきたいというものです。以上です。

議長 はい、事務局からの説明がおわりました。何か質疑・意見はありますでしょうか。

議長 はい、8番。

8番 8番宮丸です。職員の勤務の内容について、事務局長の専決で対応できるというのは、法令的には問題ないんですか。

事務局 基本、町の中の決済規定もあるとは思うんですが、その中で、例えば時間外の命令に関しては、通常であれば課長ですが、農業委員会事務局におきましては事務局長の命令、休暇に関しても、課長もしくは事務局長の承諾を得て、休暇を取るという形になっておりますので、専決事項に掲げているものに関しては、問題は無いと認識しております。

8番 確認できました。ありがとうございました。

議長 他にございますでしょうか。

議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集121ページ・122ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。（以下議案集により朗読説明）

(報告事項（2）「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆 計 169 m ²	H14年5月15日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆 計 408 m ²	R3年10月14日	[REDACTED]より遺贈
[REDACTED]	[REDACTED]	田2筆 畠3筆 計 2,847 m ²	R4年2月7日	[REDACTED]より相続

[REDACTED]	[REDACTED]	田 6 筆 計 8,807 m ²	R4 年 8 月 15 日 [REDACTED] より相続
------------	------------	---------------------------------	-------------------------------

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 123 ページをご覧ください。報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第 29 条第 1 項農地の転用例外に該当するもので、農地法第 4 条の例外で、農地法第 5 条は対象にはなりません。これは、先程会長の専決事項の部分でも、ご説明させていただきましたが、面積が 200 m²以下のもので、なおかつ農業用倉庫・農業用施設用地に係るものにつきましては、届出書で対応の方、していく状態でございます。（以下議案集により朗読説明。）

（報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」の内容）

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 188 m ² (現況 宅地)	農業用倉庫 1 棟 (始末書提出)	農振該当なし
[REDACTED]	[REDACTED]	畠 1 筆 94 m ² (現況 宅地)	農業用倉庫 1 棟 (始末書提出)	農振該当なし

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（4）「農地法第 5 条の規定による意見聴取について（回答）」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 132 ページをご覧ください。報告事項（4）「農地法第 5 条の規定による意見聴取について（回答）」です。これは、第 8 回農業委員会総会、令和 4 年 8 月 25 日の議案第 42 号にて、許可相当として取り扱いをしていただいた案件 2 件、1 件目が世羅町大字 [REDACTED] の駐車場と世羅町大字 [REDACTED] の作業ヤード・資材置場の一時転用でございます。こちらにつきまして、令和 4 年 9 月 16 日に県へ意見聴取を行いまして、許可することに異議はないということでご回答いただきましたので、翌日以降に申請人に対して許可書を送付しております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

5番 ちょっといいですか。

議長 5 番委員。

5 番 安井です。報告事項（3）で、ちょっと分からないんですが、200 m²以下の届出と言われたんですよね。

事務局 はい。

5 番 これは、5 条もですか。

事務局 いいえ、5 条はありません。4 条のみです。4 条申請の特例なので 4 条のみ

該当するものです。5条の場合は届出はございません。ですから通常どおりの5条申請をしていただくことになります。第4条では、面積要件と農業用倉庫ということであれば、届出ですることも可能ということです。

5番 はい、分かりました。

議長 はい、それではよろしいでしょうか。

議長 それでは、報告事項(5)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、報告事項(5)「農業相談について」でございますが、相談日は令和4年10月5日(水)に、津名自治センターにおきまして、日南田委員・島津委員と行っていただきましたが、相談者につきましてはございませんでした。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集134ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程」について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
11月2日	農業相談	大田自治センター	鈴木委員 上野委員	9:30~ 11:45
11月10日	世羅町農業委員会 役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
11月17日	研修会 農業者年金について/農地 利用最適化活動用タブレッ トについて/利用権設定更 新及び基盤法改正について /その他	世羅町役場 南館3階会議室2	農業委員 農地利用最適 化推進委員	13:15~
11月25日	第11回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 はい、農地の利用権設定で農地の賃借期間終了の方への対応につきまして事務局の方からご説明させていただきたいと思います。資料は当日配布資料の世羅町農地利用最適化推進委員様というのをご覧ください。

こちらについては、利用権設定の更新時期が今年の12月から3月まで迎えられる方についての周知で、本日付でする予定です。これについて、農地利用最適化推進委員さんに、扱い手の集積確保と申請支援をお願いしますという通知になります。毎年お願いをしておりまして、内容について変更はございません。対象は515筆ありました。こちらについては、農業委員さんの方にも、

照会があつたらいいけないということで、資料として配らせていただいております。(以下資料1の詳細説明)以上となります。

議長 他には、何かございますでしょうか。

事務局 はい、すみません。当日配布資料ですが、日頃からですね、委員さん、最適化推進委員さんとも活動記録の記入に対しまして色々とご協力いただきましてありがとうございます。これは、先月のですね、会長・事務局長会議の中で配布された資料でございます。この中で、世羅町農業委員会としましてはですね、全員が活動記録をつけていただいているということで回答しております。これも皆さんのご協力あってのということで報告させていただきます。ありがとうございます。

議長 はい、他にはございませんか。

事務局 はい。

議長 それでは、委員さんの方から何か連絡する事がありますでしょうか。

議長 13番委員。

13番 13番桜井です。WCSの作業料金を毎年出されている標準作業料金に加えることができないかと思います。わりと需要が高まっているのではないかと思うのですが。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、WCS用稻関係の作業料金ということですね。例年、毎年4月ぐらいに標準作業料金を総会で協議して公開させていただいております。それでWCS用稻に関して、あげていくかどうかというところはあると思いますが、このWCSは、生産組合等で需要と供給のバランスを考える部分があるものと思いますので、誰でも植えられるものではないですよね。そういったところで、産業振興係の担当部署と話をして載せるかどうかかも含めて、協議させていただいて、これだけ必要だからこれだけ植えてくださいというものじゃないかと思うんです。周知すると「植えたいんだけど、どうしたらいいか」となるとバランスが崩れるかもしれないのでもう少し話をさせていただいて、もし載せないということになれば、農業委員会の中で過去何年間こういった金額ですよ。と委員さんへ周知させていただく方法になるかも知れないんですけども。そういうたとえでちょっと、調整させてもらいたいと思います。

議長 よろしいでしょうか。

13番 はい。

議長 他には、ございますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございます。これを持ちまして第10回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは、1番委員さんから7番委員さんにお願いします。よろしくお願ひいたします。

(閉会)

(閉会 15時35分)